(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
　　山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
　　地上権設定の目的　竹木所有のため
　　地上権設定の範囲　土地の全部
　　存続期間　契約当日より向う満50ケ年
　　地代　無償
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田19番地
　　森井　　繁
(8)　(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
　　地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田19番地
　　森井　　繁
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第６号

　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
　申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
　申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
　同　　斉藤　勝俊
　同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
　平成24年11月９日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
　　山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
　　山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
　　山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
　　山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
　　山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
　　地上権設定の目的　竹木所有のため
　　地上権設定の範囲　土地の全部
　　存続期間　契約当日より向う満50ケ年
　　地代　無償
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1736番地
　　三宅　良造
(8)　(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
　　地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1736番地
　　三宅　良造
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第７号

　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
　申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
　申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
　同　　斉藤　勝俊
　同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
　平成24年11月９日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
　　山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
　　山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
　　山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
　　山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
　　山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
　　地上権設定の目的　竹木所有のため
　　地上権設定の範囲　土地の全部
　　存続期間　契約当日より向う満50ケ年
　　地代　無償
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1875番地
　　北村栄太郎
(8)　(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
　　地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1875番地
　　北村栄太郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第８号

　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
　申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
　申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
　同　　斉藤　勝俊
　同　　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年11月３日
　平成24年11月９日　　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
　　山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
　　山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
　　山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
　　山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
　　山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
　　地上権設定の目的　竹木所有のため
　　地上権設定の範囲　土地の全部
　　存続期間　契約当日より向う満50ケ年
　　地代　無償
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1519番地
　　村田善太郎
(8)　(5)につき
　登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号
(9)　(5)につき
　登記した権利の内容
　　原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
　　地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
　　地上権者　北河内郡津田町大字津田1519番地
　　村田善太郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

破産手続開始

　次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６４３号

　栃木県日光市鬼怒川温泉大原1375番地14
　債務者　有限会社ニッショウ物産
　代表者清算人　西村日出男
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田名部哲史
４　破産債権の届出期間　平成24年12月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後３時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係